

訪問介護
串本町訪問型独自サービス
重要事項説明書

様

社会福祉法人 串本福社会
にしき園指定訪問介護事業所

にしき園指定訪問介護事業所

重要事項説明書

[令和 年 月 日]

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0735(62)6922 または 0735(62)5165

受付時間 8:30~17:30

サービス提供責任者 岡内 智子、潮崎 有加、村上 義典

2 にしき園指定訪問介護事業所の概要

(1) 指定番号及びサービス地域

事業所名	にしき園指定訪問介護事業所
所在地	串本町二色 160、165 番地
介護保険指定番号	3072400272
サービス提供地域	串本町

(2) 同事業所の職員体制

管理者 1人以上

サービス提供責任者 2人以上

訪問介護職員 常勤換算方法で2.5人以上

(3) サービス提供時間（年中無休）

概ね、午前8時30分から午後5時30分までですが、利用者の状況によっては早朝、夜間帯のサービスも可能です。

3 サービスの内容

(1) 身体介護について

「身体介護」とは利用者の身体に直接触れて行う介助ならびにこれを行うために必要な準備、後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的援助です。

具体的には、体位変換、移動介助、移乗介助、受診介助、起床介助、就寝介助、排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助、食事介助、全身清拭、全身浴介助等を指します。

(2) 生活援助について

「生活援助」とは身体介護以外のサービスです。具体的には、掃除、洗濯、調理を指します。しかし、その内容には制限があり

- ① 直接本人に対する援助であること。
- ② 利用者が日常生活を営むのに支障を生ずる事への援助であること。
- ③ 日常的に行われる家事の範囲を超えない行為であること。とされています。
例えば、利用者以外のものにかかる洗濯、調理、買い物、布団干しや利用者が使用する居室等以外の掃除、そして草むしり、犬の散歩等ペットの世話、大掃除等は生活援助の不適切事例となっております。

4 利用料金

(1) 訪問介護利用料

※別紙 1 参照

加算

※別紙 1 参照

(2) 訪問型サービス（第 1 号訪問事業）

※別紙 2 参照

(3) 交通費

サービス提供地域在住の利用者宅訪問にかかる交通費は無料です。

(4) 利用中止と料金負担

利用予定日の前日までに利用者、家族、担当ケアマネージャーから事業所に利用中止の申し出がない場合は、取消料として下記の料金を頂きます。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。利用中止の際は、至急ご連絡ください。

利用の 24 時間前までに連絡を頂いた場合	無料
利用の 12 時間前までに連絡を頂いた場合	当該基本料金の 10%
利用の 12 時間前までに連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%
申し出が無く、訪問介護員が訪問した場合	1 回 500 円

(5) その他

- ① 利用者宅で、サービスを提供する為に使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。
- ② 利用者が訪問介護員の付き添いで病院受診等を行う際のタクシー等の一般交通機関利用料金は利用者の負担となります。
- ③ 料金の支払方法
毎月 10 日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月の 26 日までにお支

払ってください。お支払方法は、できる限り口座自動引落としてお願いします。
(全金融機関可)

口座引落としの申し込み用紙につきましては、当事業所にお問い合わせください。

④ サービス記録の複写につきましては、複写実費を頂きます。

※今後、介護報酬の改定等で利用料金に変更のある場合は事前にお知らせをいたします。
変更についてのご質問やご意見がある場合は、にしき園指定訪問介護事業所までご連絡ください。

5 サービス利用にあたって

(1) サービスの利用開始

まずは、当事業所職員がお伺いします。介護保険の手続き等でご不明な点については、居宅介護支援事業所と連絡を取りながら進めます。契約を結んだ後、訪問介護及び串本町訪問型サービス計画を作成しサービスの提供を開始します。

(2) サービス内容の変更について

居宅介護支援計画及び介護予防支援計画の変更により訪問介護及び串本町訪問型サービス計画も変更する場合があります。

(3) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了一ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が事業対象者確認において非該当となった場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

(ア) 以下の場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了させることができます。

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 事業者が利用者や家族への守秘義務に反した場合

- ・ 事業者が利用者や家族に対して社会通念を逸脱した行為を行った場合
- ・ 事業者が破産した場合

(イ) 以下の場合事業者は文書で解約を通知することにより即座にサービスを終了させることができます。

- ・ 利用者がサービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金支払いの催促にもかかわらず10日以内に支払わなかった場合
- ・ 利用者や家族等が事業者やサービス従事者に対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(4) 秘密の保持

- ① 当事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。これは、契約終了後もその職員の退職後においても同様です。
- ② 当事業所の職員は、利用者及びその家族から予め文書で合意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

(5) 緊急時の対応

当事業所のサービスの提供を行っている際に、利用者の病状の急変や事故等が生じた場合には、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講じます。

連絡先 にしき園指定訪問介護事業所

電話 0735(62)6922 または 0735(62)5165

対応時間 8:30～17:30

(6) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

6 連帯保証人

- ① 連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、下記に定める極度額の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- ② 前項の負担は極度額40万円を限度とします。
- ③ 連帯保証人が負債する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。

- ④ 連帯保証人から請求があったときに当施設は、連帯保証人に対して遅滞なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額に関する情報を提供します。

7 サービス内容に関する苦情相談

(1) 受付担当者

管理者 中馬 明日香

電話 0735(62)6922 FAX 0735(62)6923

受付時間 月～金 8:30～17:30

(但し12月30日～1月3日を除く)

(2) その他

サービスの苦情につきましては、下記窓口でも相談できます。

- ・ 串本町役場福祉課介護保険担当 電話0735(62)0562
- ・ 和歌山県国民健康保険団体連合会 電話073(427)4655

8 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

9 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 串本福祉会

代表役職・氏名 理事長 和田 利文

本部所在地 〒649-3512

和歌山県東牟婁郡串本町二色160番地

電話0735(62)5165

— 契約事前確認について —

令和 年 月 日

訪問介護及び串本町訪問型サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

事業者

所在地 和歌山県東牟婁郡串本町二色 160 番地

名 称 にしき園指定訪問介護事業所 ㊞

説明者 ㊞

私は本書面に基づいて、事業所から重要事項の説明並びにその交付を受け、サービスの提供開始に同意致しました。

利用者

住所

氏名 ㊞

代理人（連帯保証人）： 続柄 _____

住所

氏名 ㊞